

情報倶楽部

30年 3月

No. 263

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

贈 与 税

★ 一般贈与と特例贈与がある場合

Q. 私は、昨年、伯母と父から贈与を受けました。この場合、贈与税はどのように計算するのですか？

A. 贈与税は、平成27年1月1日以後、直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与に区別され、前者の贈与を特例贈与、後者の贈与を一般贈与といい、特例贈与について税の優遇措置を採っています。

特例税率は一般税率より税率が低くなっています。

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与によって財産をもらった人が、申告をして納税しますが、同じ年に一般贈与と特例贈与がある場合には、次のように計算することとなっています。

①一般贈与について贈与税額を計算する(A)

②特例贈与について贈与税額を計算する(B)

③一般贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する

$$(A) \times \text{一般贈与財産の価額} \div \text{その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額} = (a)$$

④特例贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する

$$(B) \times \text{特例贈与財産の価額} \div (a) = (D)$$

⑤納めるべき贈与税額は③で求めた金額と④で求めた金額の合計額になる。

$$\text{納めるべき贈与税額} = (C) + (D)$$

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/zoyo/4408.htm>

所 得 税

★ 医療費控除の取扱い

Q. 平成29年から医療費控除の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

A. 提出書類の簡素化が図られました。

平成29年から、医療費控除の適用を受ける場合における必要書類が簡素化されました。具体的には、医療費控除の適用を受ける場合、これまでは医療費の領収書を確定申告

書に添付又は確定申告書を提出する際に提示することされていましたが、「医療費控除の明細書」を医療費の領収書に基づいて必要事項を記載し、確定申告書に添付して提出することとなりました。

なお、この場合には、医療費の領収書を確定申告期限等から5年間保存しなければなりません。

また、医療保険者が発行するもので次①から⑥までの6項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、この場合には、医療費の領収書の保存も不要になります。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

※平成29年分から平成31年分については、従来の取扱いも認められます。

税務相談会の立会で医療費控除の間違が多いのは、入院にかかった医療費の補填に共済から補填された金額を全体の医療費から差引して申告されている方がおられましたが、共済や生命保険の入院給付金は当該共済や入院に対応する補填金なので全体の医療費から控除するものではありませんのでご注意ください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryoukoujyo_meisai.pdf

★ おむつ使用証明書

Q. 平成29年から医療費控除を受けるのに領収書を添付しなくてよくなったそうですが、おむつ使用証明書などの証明書類も添付しなくてよくなったのですか？

A. 一定の場合には添付を省略することができます。

寝たきりの人のおむつ代について医療費控除の適用を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付又は提示することとなっています。

しかしながら、平成29年の税制改正において医療費控除の適用を受ける場合の提出書類の簡素化が図られたことを受けて、おむつ使用証明書の確定申告書への添付等についても、次の事項を「医療費控除の明細書」の欄外余白などに記載することによって、省略することが認められることとなりました。

- ①証明年月日
- ②証明書の名称
- ③証明者の名称(医療機関名等)

なお、この場合には、添付等を省略した証明書などは、医療費の領収書等とともに確定申告期限等から5年間保存しなければなりません。

この取扱いは、市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用にかかる「在宅介護費用証明書」や指定運動療法施設の利用料金にかかる「運動療法実施証明書」などについても、同様の取扱いになります。

★ 夫婦共働きの場合の扶養親族の所属

Q. うちが夫婦共働きですが、2人いる子供は主人の扶養に入れなくてはならないのでしょうか？

A. 重複しなければ、いずれの扶養に入れても問題ありません。

夫婦共稼ぎのように、同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、これらの者の扶養親族等を、その夫や妻もしくは同じ世帯の他の所得者のいずれの者の控除対象配偶者や扶養親族とするのかといった疑義が生じますが、このような場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載したところによることとされています。

したがって、たとえば長男は夫の扶養親族にし、長女は妻の扶養親族にすることもできますし、2人も夫の扶養親族とすることもでき、この場合には、その旨を「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載して、それぞれの勤務先に提出すれば認められることとなっています。

つまり、同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、同一人をそれぞれの所得者の控除対象配偶者や扶養親族として重複して申告しない限り、どの所得者の扶養親族等としても認められるということです。

消費 税

★ 輸出物品販売場制度の見直し

Q. 平成30年の税制改正では、輸出物品販売場制度の見直しが行われるとか。どのようなになるのですか？

A. 平成30年の税制改正では、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しが次のように行われます。

①免税販売手続きの電子化

免税販売手続きについては、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録をその事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

②輸出物品販売場を経営する事業者は、外国人旅行者に対して、免税購入した物品を輸出しなければならないこと等を説明しなければならないこととする。

③輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととする。

④免税販売手続きの電子化に伴い、免税購入された物品等に関する税関職員による調査に係る質問検査権の規定の整備その他所要の措置を講ずる。

国税の外国人旅行者向けへの販売についての調査確認が、販売事業者の保存する資料だけで輸出免税制度が適用できましたが、外国人旅行者が国外へ持って帰国したのか国内で消費してしまったのか確認ができていない状況を販売事業者に責任を押し付けることになりました。